

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

2025年12月10日

株主各位

名古屋市東区泉二丁目3番3号
ケイティケイ株式会社
代表取締役社長 青山英生

当社は、2025年12月10日開催の取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数 当社普通株式 13,817 株
2. 処分株式の割当方法 特定譲渡制限付株式を割当てする方法
3. 処分株式の給付金額 処分株式1株につき 金618円
4. 給付金額の総額 金8,538,906円
5. 現物出資財産の内容及び価額 2025年12月10日開催の当社取締役会決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）3名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金8,538,906円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金618円）を出資の目的とする。
6. 処分株式と引換えにする財産の給付期日 2025年12月26日

以上